

京都市上下水道局告示第49号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和2年1月27日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 山添 洋司

1 届出業者名等

京都市右京区嵯峨积迦堂門前南中院町7番地の39  
有限会社堅田工務店  
代表取締役 堅田 博

2 変更事項

(代表者の変更)

堅田 祐次 から 堅田 博 に変更

(上下水道局下水道部管理課)